

島田税務署管内青色申告会

青色会報

第147号 R1.9.15

島田大祭(帯まつり)
令和元年10月12日.13日.14日



島田税務署長 着任のごあいさつ

島田税務署長 大塚 徹郎



島田税務署管内青色申告会の皆様には、日頃から税務行政に対しまして、深い御理解と格別な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年7月の人事異動で、島田税務署長を拝命いたしました大塚徹郎でございます。前任の杉山署長同様、よろしくお願い申し上げます。

当署管内は、全国有数の品質の茶産地を有し、江戸時代から東海道の宿場町として栄えた地域であると同時に、日本三大奇祭の一つである帯まつり等の伝統文化も生きている歴史ある地であり、風光明媚な自然と温暖な気候にも恵まれた、人情味あふれる土地柄と伺っております。このような素晴らしい歴史と環境の地で勤務できますことを大変うれしく思っております。

さて、貴会におかれましては、「青色学級」をはじめとした各種研修会の開催や、地域社会に密着した活発な事業活動を展開されており、広く納税道義の高揚や正しい税知識の普及に御尽力されていることに、大変心強く感じるとともに、深く感謝申し上げます。

また、本年10月から実施されます消費税の軽減税率制度の周知・広報に対しても積極的に御協力いただき、重ねて深く感謝申し上げます。

なお、令和2年分以後の所得税の申告から、65万円の青色申告特別控除の適用にあたり、e-Taxによる申告又は電子帳簿保存を行うことが要件とされました。こちらにつきましても、軽減税率制度と同様、周知・広報に対して御協力くださいますようお願い申し上げます。

私どもは、会員の皆様と十分な意思疎通を図り、従来にも増して皆様との信頼関係を深めてまいりたいと考えておりますので、今後とも税務行政のよき理解者として、円滑な税務行政の推進と申告納税制度の発展に、なお一層の御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

結びにあたり、島田税務署管内青色申告会の更なる御発展と会員の皆様の御健勝並びに事業の御繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

島田税務署統括国税調査官 着任のごあいさつ

個人課税第一部門統括国税調査官
鈴木 智久



この度の人事異動により、藤枝税務署から転任してまいりました。

私の出身地は磐田市で、島田税務署の勤務は、20年ぶり2回目となります。当時は、新東名高速道路も富士山静岡空港もなく、広大な茶畑の中をスクーターで走り回っていたことを思い出します。再び、歴史があり、自然も豊かな島田税務署の管内で勤務できることをたいへんうれしく思っております。

前任の伊藤同様よろしく願いいたします。

消費税
の

令和元年10月1日

軽減税率制度

が実施されます！

事業者の皆様

準備はお済みですか？

軽減税率
対策補助金
があります

- ✓ 帳簿・請求書・レシート等の記載を税率ごとに区分することが必要となります。
- ✓ レジや受発注システムの導入・改修が必要になることがあります。

国税庁 軽減税率

検索

軽減税率制度については「国税庁」
のホームページをご覧ください

<https://www.nta.go.jp/>



軽減税率対策補助金

検索

軽減税率対策補助金については
「軽減税率対策補助金事務局」
のホームページをご覧ください

<http://kzt-hojo.jp/>



令和元年・2年度 役員・事務局紹介



【本 会】 島田市日之出町4-1 島田商工会議所会館3階 TEL(0547)37-3918 FAX(0547)34-2105

会 長	：	三 浦 俊 夫	(農 業)	島 田 支 部
副 会 長	：	八 木 元 弘	(建 築 設 計 業)	牧 之 原 支 部
副 会 長	：	鈴 木 茂 治	(電 氣 保 安 管 理)	金 谷 支 部
会 計 理 事	：	杉 本 晋 一	(理 容 業)	島 田 支 部
青 年 部 長	：	松 田 恭 周	(飲 料 販 売 業)	島 田 支 部
女 性 部 長	：	川 島 由 貴 乃	(生 花 小 売 業)	島 田 支 部
監 事	：	伊 藤 伸 一	(不 動 産 業)	相 良 支 部
監 事	：	諸 田 力	(飲 食 業)	吉 田 支 部
監 事	：	中 村 弘 司	(酒 類 販 売 業)	金 谷 支 部
事 務 局	：	成 澤 佳 恵	(事 務 局 長)	島 田 支 部 兼 務

【牧之原支部】 牧之原市波津691-2 牧之原市商工会内

TEL(0548)52-0640 FAX(0548)52-4846

支 部 長 　：　 八 木 元 弘 (建 築 設 計 業)
 副 支 部 長 　：　 竹 内 俊 弘 (建 具 製 造 業)
 副 支 部 長 　：　 八 木 勝 美 (菓 子 製 造 小 売 業)
 事 務 局 　：　 戸 塚 弘 規 (商 工 会 職 員)

【吉田支部】 吉田町片岡1669-1 吉田町商工会内

TEL(0548)32-3366 FAX(0548)32-7699

支 部 長 　：　 田 代 正 彦 (建 設 資 材 販 売 業)
 副 支 部 長 　：　 永 井 雅 良 (製 材 業)
 副 支 部 長 　：　 相 澤 孝 淑 (石 材 業)
 事 務 局 　：　 大 石 與 志 実 (商 工 会 事 務 局 長)

【島田支部】 島田市日之出町4-1 島田商工会議所会館3階

TEL(0547)35-4175 FAX(0547)34-2105

支 部 長 　：　 三 浦 俊 夫 (農 業)
 副 支 部 長 　：　 松 村 恵 寿 (化 粧 品 販 売 業)
 副 支 部 長 　：　 福 田 義 廣 (不 動 産 業)
 事 務 局 　：　 成 澤 佳 恵 (事 務 局 長)

【金谷支部】 島田市金谷2014-2 島田市商工会金谷支所内

TEL(0547)45-4611 FAX(0547)45-3754

支 部 長 　：　 鈴 木 茂 治 (電 氣 保 安 管 理)
 事 務 局 　：　 小 野 田 弘 行 (商 工 会 事 務 局 長)

【川根支部】 島田市川根町家山359 島田市商工会川根町支所内

TEL(0547)53-2170 FAX(0547)53-3649

支 部 長 　：　 小 玉 達 雄 (印 刷 業)
 副 支 部 長 　：　 渡 辺 尚 春 (飲 食 業)
 副 支 部 長 　：　 中 屋 隆 一 郎 (箱・袋 製 造 業)
 事 務 局 　：　 中 村 直 紀 (商 工 会 職 員)

【川根本町支部】 川根本町上長尾773-1 川根本町商工会本所内

TEL(0547)56-0231 FAX(0547)56-1622

支 部 長 　：　 久 野 孝 史 (衣 料 品 販 売 業)
 副 支 部 長 　：　 中 村 弘 司 (酒 類 販 売 業)
 事 務 局 　：　 中 森 亮 介 (商 工 会 職 員)

【養鰻支部】 吉田町片岡212 静岡うなぎ漁業協同組合内

TEL(0548)32-1151 FAX(0548)32-1153

支 部 長 　：　 岩 ヶ 谷 博 (養 鰻 業)





青色会員の

学習塾でハツチリ学ぶ！



コトノハ学習塾

長谷川 奉之

〒427-0045

島田市向島町 2 9 2 8 タナカビル 3F

☎0547-33-0213

「穴」があればどこまでも戻る！

個人塾だからこそその素早いサポートがあります！

★小1～小6（少人数寺子屋式）

・算数、国語を中心に全教科対応・中学準備としての数学、英語

★中1～中3（学年ごと少人数クラス制）

・英、数、国、理、社・定期テスト対策、受験対策、面接対策
（自由に使える自習スペース有り）

- ・無料体験・面接はいつでもお気軽にどうぞ。
- ・美と健康の為の太極拳教室もやっています。



川原塾

川原 ゆかり

〒427-0037

島田市河原 1 丁目 3 - 5 0

☎0120-36-4933

数学脳が他教科に良い影響を与えるため

右脳を鍛える『思考型授業』！

国語力を UP させたい方は

「数学脳づくり」から始めてみませんか？

★対象＝小学生・中学生・高校生・大学生・社会人

★科目＝数学・英語・国語・理科・社会・小論文(作文)

- ・学習意欲を高める授業。
- ・社会人になった時に役立つ人間性を育む授業。
- ・勉強の仕方がわからない人大歓迎！
- ・勉強に対してやる気を出したい人大歓迎！



大崎塾

大崎 かおる

〒428-0014

島田市金谷泉町 3 1 6 0

☎0547-46-1737

元気で本気で根気よく！

やります。できます。がんばります！

★0才～5才子供のためのリトミック

★小学生＝国語・算数コース、英語コース

★中学生＝国語・数学・英語・社会・理科の5教科コース

（希望教科のみ個人で特別指導コース）

- ・凜心館(りんしんかん)道場の2階で、心身統一合気道の教えを活かして、落ち着き、集中力がつくように指導しています。



熱意のある先生ばかりです！

これで意欲もテストもバッチリ！！



学研静波教室 濱崎 加津子

〒421-0422
牧之原市静波 307-2
☎0548-22-0002

2020年の教育改革に対応！

これからの5教科横断高校入試・大学入試に
対応した「明日の学力診断テスト」を年2回実施

- ★幼児(年少)～中3
 - ・算(数)、国、英(年長～中3)
 - ・自学自習ができる教材で勉強します
- ★英語はデジタル教材+紙教材
 - ・タブレットで(お家ではスマホ)ネイティブな発音でくり返し学習
- ★算、国も教材の重要な囲みはデジタルで学習できる
 - ・会員さんは学研ぐるみで(パソコン・タブレット)百科事典、ゲームができる



小野田塾 小野田 功子

〒428-0026
島田市金谷本町 2008-2
☎080-3634-2291

英語で表現できる自分に！

- ★大人の英会話
 - ・グループレッスン
 - ・個人レッスン

自信・思考力・コミュニケーション力！

- ★幼児、小学生の英語クラス
- ★小学生の算数、英語クラス
- ★中学生学習塾
- ★一般英語クラス



松浦学習塾 松浦 智恵子

〒427-0111
島田市阪本 3276-8-2F
☎0547-38-6160

小中学生対象の学習塾

- ・今年度からタブレットを利用した個別トレーニング型の授業を開始しました。来年度から小中学生の全生徒にタブレットが導入されることを見越して早めに慣れておくことを念願にいたしました。タブレットのトレーニングとPCを利用した問題演習を組み込んだことで、1学期の期末テストの平均点は中1、中2で学校平均点より+65点の高得点をマークしました。



青色申告会では全国の青色申告会から寄せられた多くの要望をもとに税制改正要望意見を取りまとめました。青色事業主勤労所得控除等の早期実現にむけ、陳情書等により陳情活動をおこないます。これからも会員皆様の税制改正の要望意見を募ります。(FAX: 0547-34-2105)

令和2年度税制改正要望意見

令和元年6月27日現在

一般社団法人全国青色申告会総連合

[最重点要望事項]

1. 青色事業主勤労所得控除の早期実現

わが国には、個人事業主の勤労性所得を認める税制上のしくみはない。一方、個人企業と経営実態が類似する同族法人企業の社長には、役員報酬が支払われ、給与所得控除が認められている。両者に共通する勤労性所得に対する課税のあり方に不公平が生じている。このため個人事業主と社長とでは、所得税・住民税での税負担に大きな格差がある。

また伝統的な自営業者が減る一方、働き方の多様化により給与所得者に類似した雇用的自営業者やフリーランスが増えている。働き方の違いによって不利益が生じない公平な税制を構築すべきである。

青色申告をおこなう個人事業主に勤労所得控除の適用を所得税法上に認めることは、課税のあり方を公平にすることができる。青色事業主勤労所得控除の早期実現を要望する。

2. 消費税制の簡素化

(1) 軽減税率制度の見直し

軽減税率制度の導入は、その対象品目の区分けが消費者と事業者の双方にとってわかりにくく、小規模事業者の納税事務の負担が過重となることから、対象品目をはじめ軽減税率制度のあり方を見直すことを要望する。

(2) 適格請求書等保存方式(インボイス制度)への移行の見直し

平成35年10月以降に予定されている「適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)」への移行は、小規模事業者の納税にかかわる事務負担に多大な影響を与える。あわせて同方式により免税事業者が、取引から排除されることが想定できる。

これまで請求書等にもとづいて、取引を課税・非課税・不課税等に区分経理等をする記帳をおこなってきた。複数税率が導入されても請求書等に一定の記載事項を追加することにより、区分経理等には十分に対応することができる。インボイス制度への移行を取りやめ、現行の請求書等保存方式を堅持することを要望する。

3. 青色申告特別控除10万円を20万円に引上げ

白色申告者の記帳義務の拡大ともなる記帳水準の向上や税務手続きの電子化をはかるため、イータックスによる電子申告または電子帳簿保存をおこなう場合には、青色申告特別控除10万円を20万円に引き上げることを要望する。

4. 個人事業者の事業承継税制の円滑な運用

個人事業者の事業承継税制の円滑な運用が図られるよう制度上の課題が生じた際には、迅速な制度改正により個人事業者の事業承継を支援することを要望する。

[重点要望事項]

1. 青色事業専従者給与

青色事業専従者給与の届出制を廃止すること。

2. 消費税「簡易課税制度」の事前届出制の省略

「消費税簡易課税制度選択届出書」の事前届出制を省略し、その課税期間の確定申告期に提出する確定申告書で簡易課税制度の選択をできることとし、あわせて従来の2年継続適用については1年にする。

3. 償却資産の取扱いの改善

(1) 償却資産に対する免税点(現行:150万円)を基礎控除にあため、控除額を大幅に引き上げること。

(2) 申告期限を3月15日(現行:1月31日)に延長するとともに、所得税の確定申告書を提出した者については、償却資産の申告書の提出を省略すること。

4. 税務行政に関わる諸手続の簡素・合理化

各種届出書等の廃止を含めた手続の簡素化等、抜本的な見直しをおこなうこと。

[その他の要望事項]

《 国税関係 》

1. 所得税

【制度拡充】

○青色申告特別控除

不動産所得のみで青色申告をしている者について、その貸付規模がいわゆる事業的規模でなくても、正規の簿記の原則により記帳をおこなっている等の要件を満たしていれば青色申告特別控除55万円を認めること。

○減価償却

減価償却の対象とならない少額の減価償却資産について、取得価額基準を50万円(現行:10万円)未満とすること。

○所得控除

(1) 医療費控除の計算にあたり適用される控除額、「10万円」または「総所得金額等が200万円未満の場合は、その5%相当額」について、「10万円」を「5万円」に、「5%相当額」を「2.5%相当額」に引き下げること。

- (2) 特定寄附金にかかる寄附金控除の額の限度額（現行：総所得金額等の40%相当額）を大幅に引き上げるとともに、同控除額の計算方法を大幅に簡素化すること。
- (3) 雑所得にかかわる公的年金等控除額を引き上げること。

○その他

- (1) 所得税における青色申告の純損失の繰越控除期間を法人税と同様に10年間（現行：3年間）とすること。
- (2) 不動産所得の金額の計算上算出された損失の金額については、青色申告をしている場合、その損失の原因を問わず損益通算を認め、損益通算後に残った損失金額は、純損失として繰越控除の対象とすること。

【新設】

- (1) 75歳以上を対象とした高齢者控除50万円を創設すること。
- (2) 自然災害等を基因とする損失については自然災害損失控除を創設し、同控除以外の所得控除を適用した後に適用するとともに、期間を定めずに繰越控除できるようにすること。
- (3) 国税庁の公表サイトに掲載される法人番号はだれもが自由に活用できる。一方、同番号にかかわる個人事業者の番号は、個人番号（以下「マイナンバー」という）となる。マイナンバーは、周知のとおり税・社会保障・災害対策のみに活用が限定されている。個人事業者が法人と同様に広く事業活動をおこなうにあたり、公平かつ公正な経済活動の促進の観点から、個人事業者番号を導入すること。

【復活】

- (1) 16歳未満の年少扶養控除38万円を復活すること。
- (2) 長期および短期譲渡所得の分離課税の特例について、非居住用であっても損益通算と繰越控除を復活すること。
- (3) 分離課税における一般の長期譲渡所得の特別控除額100万円を復活すること。

【その他】

白色申告者と青色申告者は現行どおり明確に区別されるべきであり、白色申告者には現行の専従者控除の適用にとどめること。あわせて記帳実態のない白色申告者には専従者控除を認めないこと。

2. 相続税・贈与税

【制度拡充】

（小規模宅地等の特例のうち、被相続人等の貸付事業用の宅地等の限度面積を400㎡（現行：200㎡）に引き上げるとともに、その減額割合を80%（現行：50%）に引き上げること。

- (1) 生命保険金および退職手当金の相続税の非課税限度額を1,000万円（現行：500万円）に引き上げること。
- (2) 贈与税の基礎控除額を200万円（現行：110万円）に引き上げること。

【復活】

相続税の基礎控除額を改正前の水準に引き上げること。

3. 消費税

【制度拡充】

- (1) 事業者免税点制度の判定については基準期間等による制度をあらため、その課税期間の課税売上高にもとづいて判定する制度とすること。
- (2) 二重課税となる酒税、たばこ税等を課税対象から除くこと。

4. イータックス

【新設】

電子申告のさらなる普及のため、個人番号カードを使用しない方式を幅広く導入し、電子申告にいたる手続の大幅な簡素化をはかること。

《 地方税関係 》

1. 固定資産税および都市計画税

【制度拡充】

- (1) 小規模住宅用地ならびに小規模事業用地にかかわる固定資産税と都市計画税の大幅な負担軽減をはかること。
- (2) 取得価額30万円未満の少額減価償却資産を固定資産税の課税対象から除くこと。

2. 個人住民税

【制度拡充】

各種所得控除を所得税と同額にすること。

3. 個人事業税

【制度拡充】

- (1) 事業主控除額を500万円（現行：290万円）に引き上げること。
- (2) 個人事業税の課税計算において、青色申告特別控除制度の適用を認めること。

《 社会保障関係 》

社会保障制度の制度間格差を是正するとともに、国民だれもが安心でき、公平な負担と給付が受けられる制度改革の実現を強く要望する。

1. 国民健康保険税（料）

保険税（料）の算出にあたっては、簡素化を前提にその計算方法を全国的に統一すること。

2. 国民年金

老後の生活基盤となる公的年金としてふさわしい給付水準を確保できるよう年金制度を再構築すること。

★講習会のご案内★

青色学級



ご都合の良い日へ
ご参加ください。
＜お問合せ先＞
TEL(0547)37-3918
FAX(0547)34-2105



軽減税率制度の対応には準備が必要です！！
また、R5.10/1から消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式が導入されます。早めに情報を取り入れましょう。



知っておかないと大変です！！

税制改正の内容を中心にご説明いたします。

- ・消費税軽減税率制度（レジシステム導入、改修含）
- ・適格請求書等保存方式（インボイス制度）
- ・青色申告特別控除額改正
- ・基礎控除額改正
- ・年末調整・決算説明会（12/9）
- ・確定申告説明会（R2.1/20）



再確認のためにも是非ご参加ください。



あおいろ博士

開催日	時間	開催場所
10月23日(水)	13:30～15:30	島田市プラザおおり 第2会議室
11月12日(火)	13:30～15:30	島田市プラザおおり 第1会議室
12月9日(月)	13:30～15:30	島田市プラザおおり 第1会議室
1月20日(月)	13:30～15:30	島田市プラザおおり 第1会議室

ブルーリターンA

思い切って！パソコン会計にしてみませんか～♪

消費税軽減税率制度と青色申告特別控除額の税制改正につき
はじめるなら“今”！！

サクサク
できる！

パソコン会計をおすすめ致します！！

初心者にはやさしく、さらに充実の機能で使いやすい！

- 消費税改正にも対応！
- 減価償却費も自動計算！
- 家事按分もできます！
- 決算・申告も楽々簡単！

無料説明会開催中！

【お問合せ先】本会事務局
0547-37-3918



青色申告会の3つの共済制度でケガ・病気・火災に備えましょう！

万が一、ケガや病気になった場合に備えていますか？お問合せ先＝青色申告会事務局(0547-37-3918)

全青色傷害

ケガの死亡・入院・通院
(通院・入院は1日目より給付)

新規加入 **75才6か月迄**
1口月額1,250円

全青色共済

全青色共済+傷害特約
(病気もケガも対象)

新規加入 **70才6か月迄**
月額1,000円(経費)

疾病入院補償

病気の入院・手術・放射線治療
(日帰り入院・日帰り手術も対象)

新規加入 **64才迄**
月額460円～3,740円(生命保険料控除)